

畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 189,596(177,189)百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある全ての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・我が国畜産経営のほとんどが利用している配合飼料については、その大幅な価格上昇が畜産農家に与える影響を緩和する対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

経営の安定化により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(チーズ向け及び脱脂粉乳・バター等向け生乳)について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填等を行います。

また、自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	(所要額) 31,068(31,084)百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続	
国産乳製品供給安定対策事業	500(610)百万円
飼料生産型酪農経営支援事業	6,581(6,226)百万円
	補助率: 定額、3/4以内、1/2以内
	事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、生乳生産者等

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 21,296(21,296)百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 15,877(15,877)百万円
	補助率: 定額、3/4以内
	事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施します。

[平成27年度予算の概要]

肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業
（所要額） 86,942（86,942）百万円
補助率：3/4以内、定額
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業 （所要額） 9,966（9,966）百万円
補助率：1/2以内、定額
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189（5,189）百万円
補助率：定額、3/4以内、1/4以内
事業実施主体：民間団体

6. 配合飼料価格安定のための支援

民間の自主的な積立による通常補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がり際に際し、異常補填基金から生産者に対し補填金を交付します。

配合飼料価格安定対策事業 （所要額） 12,162（-）百万円
補助率：定額
事業実施主体：（公社）配合飼料供給安定機構

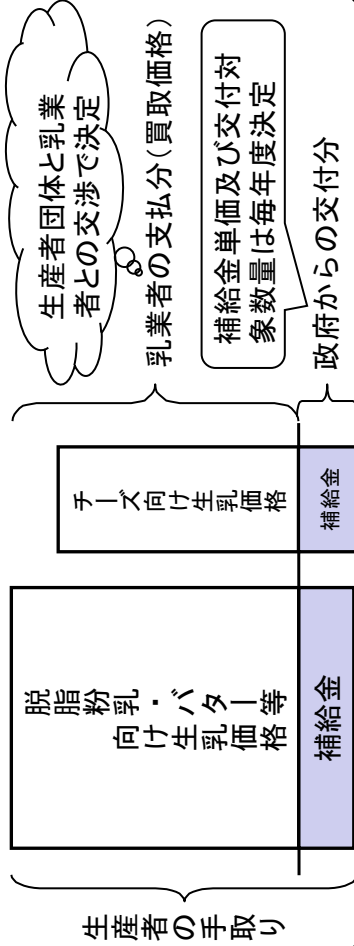
お問い合わせ先：
1の事業のうち、
飼料生産型酪農経営支援事業については
生産局畜産企画課（03-3502-5979）
それ以外の事業については
生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
3、4の事業 生産局畜産企画課（03-3502-5979）
6の事業 生産局畜産振興課（03-3502-6745）

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

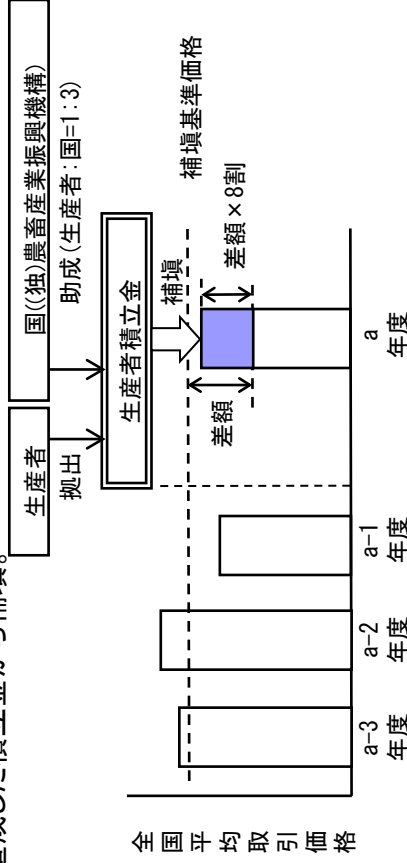
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

27年度:脱脂粉乳・バター等向け:単価12.90円/kg、交付対象数量:178万トン
 チーズ向け:単価15.53円/kg、交付対象数量:52万トン



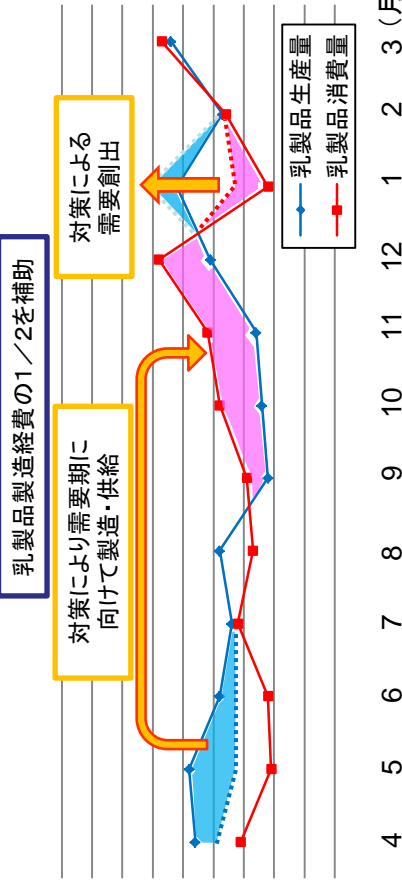
加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及び子一ズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組を支援。



飼料生産型酪農経営支援事業

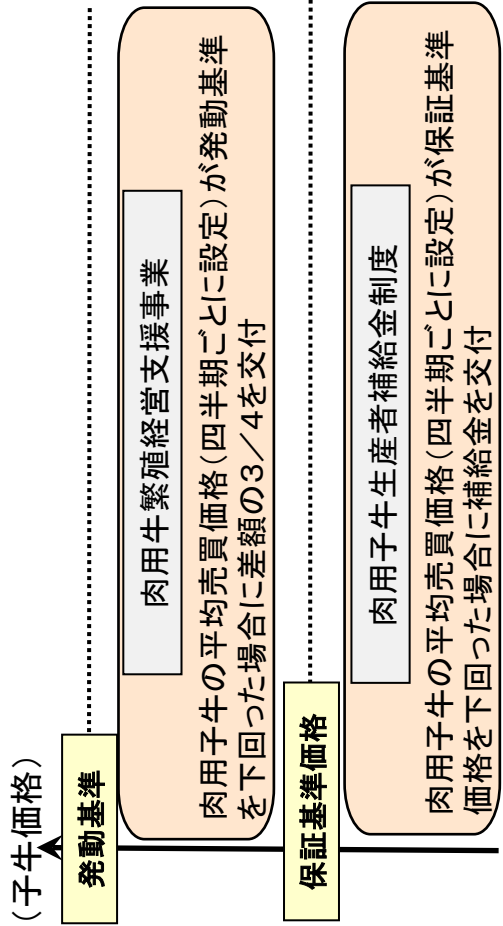
自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

とうもろこし等の二期作、二毛作の2作目の面積や契約栽培により耕種農家が飼料作物を作付けする面積も含め、交付対象となる飼料作付面積を拡大。

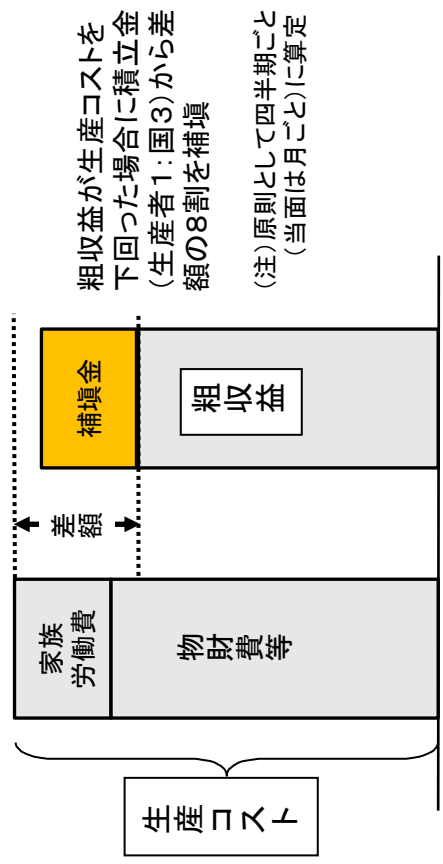
- 対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- 交付金単価
 - 飼料作付面積1ha当たり15千円

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

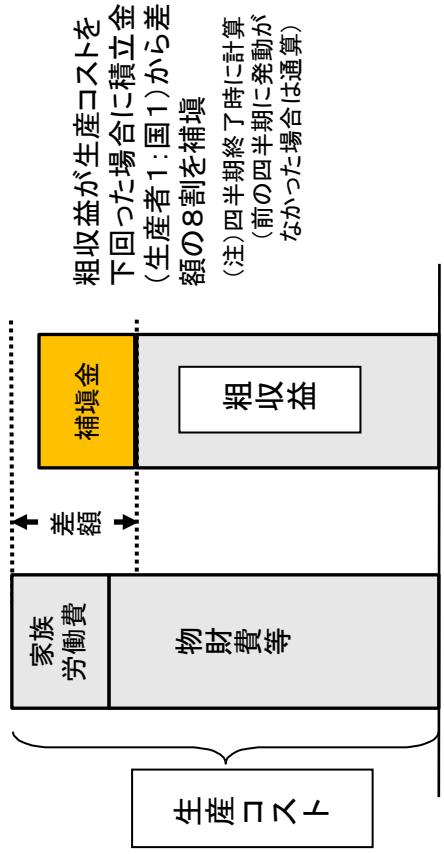


肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業



◎一部の県において地域算定をモデル的に実施

養豚経営安定対策事業



鶏卵生産者経営安定対策事業

